

保険証や 受給者証などが新しく

現在ご使用の保険証や受給者証などの有効期限は、平成30年7月31日までとなっております。8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証や受給者証などを送付しますので、8月以降はそちらをご使用ください。

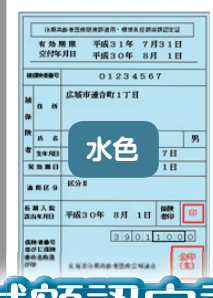
後期高齢者医療制度



桃色

保険証

※7月から使用できます。



水色

減額認定証

(限度額適用・標準負担額減額認定証)

現在、減額認定証を持っているのに新しい減額認定証が届かないだけ…

課税状況が変わった、市・道民税の申告をしていないなどの理由が考えられます。

どういった人が対象になるの？

減額認定証の交付要件は次のとおりです。新たに対象となる方は、申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

区分Ⅰ	世帯全員が市・道民税非課税で次のいずれかに該当する方 ●世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下） ●老齢福祉年金を受給している
区分Ⅱ	世帯全員が市・道民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

医療費通知の活用を！

医療費総額などをお知らせするため、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さんへ「医療費通知」を送付しています。この通知は、受診状況をお知らせするもので、請求書ではありません。

発送時期 9月（1から6月までの診療分）と3月（7から12月までの診療分）の年2回

※この通知は、医療費控除の申告手続きで、医療費の明細書として使用することができます。詳しくは、岩見沢税務署（2東4 ☎22局0810）にお問い合わせください。

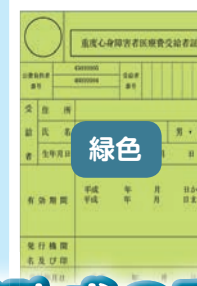
乳幼児等

重度心身障害者

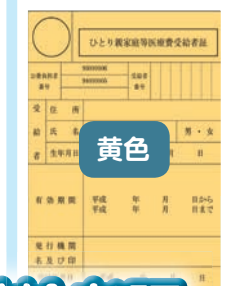
ひとり親家庭等



白色



緑色



黄色

医療費助成の受給者証

基本的に手続きは不要ですが…

所得が基準額を超えていて平成29年度は受給資格がなかった、市外から転入したなど、書類の提出が必要な方には、6月に案内を送付していますので、忘れずに書類を提出してください。

受給者証の使用可能な医療機関などが増えます

区分	平成30年7月まで	平成30年8月から
乳幼児等医療費助成	●市内の医療機関など ●北海道立子ども総合医療・療育センター（コドモックル）	●道内の病院、薬局、整骨・接骨院、訪問看護ステーション
重度心身障害者医療費助成	●道内の医療機関など	
ひとり親家庭等医療費助成		

※道内でも受給者証を使えない場合がありますが、一旦、医療費を支払っていただき、後で市に申請することで、払い戻しを受けることができます。

- ◆医療費の推移が一目で分かるため、健康状態の把握や健康管理に活用できます
- ◆健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています
- ◆診療日数などに間違いがないか確認できます